

ドロップスの会

2017年度 公益財団法人いきいき岩手支援財団いわて保健福祉基金助成事業

交通費補助規程

指定の用紙に、交通手段の乗継ぎと交通費および自家用車の使用距離を申告していただきます。

申告内容により交通費補助額を算定し、支給額を決定いたします。

交通費補助規定要項

※ご自宅から会場までの往復運賃を補助致します。

※公共交通機関は領収書により計算します。領収書を添付して下さい。路線バス等領収書のない場合は料金を申告ください。

※自家用車を使用の場合は距離を申告し、1km20円で計算します。

距離の申告はkmを単位とし、小数点2位以下は四捨五入してください。

※路線バス在来線等以外で領収書の添付がない場合は、自家用車を使用の場合に準じ計算します。距離の申告をしてください。

※駐車料金及び宿泊費(宿泊費は当会の事前承諾必須、宿泊用申請書あり)も領収書を添付して下さい。

※領収書添付、距離等申告のない場合は、支給対象外とします。

※補助金合計額が助成金の範囲を超える場合は範囲内で調整し支給いたします。

※後日、口座に振り込みいたします。口座間振込手数料無料制度を活用するため、ゆうちょ銀行の名義人、記号、番号をお知らせください。
他の受領方法をご希望の方は、ご相談ください。